

始



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 18 70 1 2 3 4

特250

220

昭和十一年八月

電力民有官營案の検討（其六）

電力官營案の理由は著しく薄弱なり

法社  
人團 電氣協會電力問題調査中央委員會

特 250  
220

## 電力官營案の理由は著しく薄弱なり

電力官營案は昭和十一年七月三十日の閣議に提案された。翌四日の東京朝日新聞の報道する所に依れば  
賴母木遞相から説明された右提案の理由は大凡窺ひ知る事が出来るが、是れは現行の電氣事業法制定當時の提案理由と大差がない。

試みに茲に兩者の要領をならべて見やう。

### 現行電氣事業法制定當時の提案理由

「惟ふに電氣事業をして重大なる使命を全ふせしむべき電力統制方策の要諦  
は、事業經營の合理化、即ち發電水力の經濟的且合理的開發、及び火力設備の  
適當なる併用、統一送電網の施設に依り電力料金を低下し以て低廉なる電氣を  
豊富且つ公正に配給するにあり。



而して之が目的を達成せんが爲には事業の經營並びに監督につき從來より一層國家本位の政策を加味すること必要にして單に個々の事業者の意思に委せず強制權を伴ふ規律ある統制を行ふは蓋し止むを得ざる處なり。

然して一方事業の統一整理を行ふと共に他方苟も事業の發達を阻害すべき障害又は缺陷と認めらるゝ如き事項に對しては速に整理改善を斷行し尙新に施設を必要とする事項に對しては直ちに之が實行を圖り以て電氣事業の圓滑なる發達を助成し公益事業たるの實を擧げざるべからず。」

(昭和二年遞信省電氣事業調査部報告書抜萃)

是れが當時の事業法改正の理由であつた。そして如上の目的を達する爲政府の決定した方針は斯うであつたのである。

### 現行法制定當時の政府の方針

- (1) 企業形態は現状の儘民營に依ること
- (2) 電氣需給の調節を計る爲國に於て全國的の發送電豫定計畫を作成し之に依つて餘剩電力の發生を防止すると共に供給上支障を生ぜしめざること
- (3) 供給區域は獨占を原則とすること
- (4) 電氣料金に付ては之を合理的且公正ならしむる爲認可制を採用すること。而して之が實効を期する爲事業の財務並設備に關し特に嚴重なる監督制度を設くること
- (5) 發電水力法を制定して其統制を圖ること

右の通りであつて、この方針の下に世界に類例のない強力廣汎な現行電氣事業法が制定せられたのであつた。

世界に類例のない強力な電氣事業法と謂ふのは同法には實に左記の如き規定がもられて居るからである。

### 現行法の電氣事業統制規定

- (一) 電氣事業を經營せむとする者は主務大臣の許可を要する（第三條）
- (二) 左記各事項に付ては何れも主務大臣の許可を要する
- (三) 供給區域を擴張し又は之を削除する場合
- (1) 電氣事業者に對する供給關係又は特殊の事由に依り供給區域外の需用者に對する供給關係を設定し又は之を變更する場合
- (2) 電氣事業者に對する供給關係又は特殊の事由に依り供給區域外の需用者に對する供給關係を設定し又は之を變更する場合
- (3) 發電所を増設、撤廢し又は出力二割以上の變更を行ふ場合
- (4) 送電線路を増設し又は之を變更する場合
- (5) 變電所を増設し又は之を變更する場合等（第三條）
- (三) 電氣事業の經營又は變更の許可を受けたときは主務大臣の指定する期間内に工事施行の認可を申請し、工事に着手し及其の事業を開始せねばならぬ（第四條）
- 若し是等の事項を實行せざるときは許可は其の效力を失ふこととなる（第二十七條）
- (四) 電氣事業者は行政官廳の認可を受けなければ工事を施行し又は電氣工作物を使用することが出来ぬ（第五條）
- 若し其手續を履まずして工事を施行し又は電氣工作物を使用した者は二千圓以下の罰金に處せられ
- る（第三十五條）
- 以上の工事施行認可を申請する場合には工事各部即ち發變電所、送配電線路及需用家屋内設備の凡てに亘る詳細なる設計明細書を具備することになつて居る。
- (五) 事業者は電氣工作物が竣工し主務大臣から其の使用認可を得たときは遅滞なく工事費精算書を提出せねばならぬ（施行規則第三十條）
- 主務大臣は右精算書の内譯明細中に不適當と認める部分があれば其の修正を命じ得ることになつて居る之に依つて工事建設の際に於ける資産の水増の如きは防止することが出来る（第二十三條）
- (六) 電氣工作物は別に定められた處に遵つて施設せねばならぬ（第十三條）
- 右に付ては遞信省令に依つて電氣工作物規程が制定されて居り工事施設上準據すべき設計明細の基準が示されて居る。
- (七) 電氣事業者は正當の事由がなければ電氣の供給を拒むことが出來ぬ（第十五條）
- (八) 電氣事業者は主務大臣の許可を受けねば事業の全部又は一部を休止し又は廢止する事が出來ぬ（第十六條）
- (九) 事業解散の決議は大臣の認可がなければ效力を生じない（第十六條）

(十) 電氣料金の設定又は變更は主務大臣の認可を要する (第十七條)

右は一般電燈電力料金に付ては勿論電氣事業者間の需給料金及特約料金に付ても凡て認可を要することになつて居る。而して其認可を申請する場合は詳細に計算書と説明書を提出せねばならぬ。一般電燈電力料金と電氣事業者間の需給料金は認可の有效期間を五年として五年毎に之を更新し更に認可を要することになつて居る。

(十一) 主務大臣は公益上必要ありと認めたら事業者に對して料金に關する命令を爲すことが出来る (第十七條)

(十二) 主務大臣は主任技術者が其の職務を怠り又は其の職務を行ふに當り不當なる行爲を爲したときは其の解任を命ずることが出来る (第二十條)

(十三) 事業者は主務大臣の認可がなければ他の事業を營むことが出来ぬ (第二十一條)

(十四) 電氣事業の會計は命令に依つて定められた如く經理せねばならぬ (第二十二條)

右に付ては遞信省令を以て電氣事業會計規程が制定せられ諸計算書様式及勘定整理科目其他經理上の準則が一定されて居る。

(十五) 主務大臣は電氣工作物及其の工事、業務並に會計に關し検査を行ひ、報告を爲さしめ又は改

築、改善其の他監督上必要な事項を命ずることが出来る (第二十三條)

(十六) 主務大臣は公益上の必要に依り電氣設備の效用を増進し又は電氣の需給を調節する爲電氣事業者に對し電氣工作物の施設、變更若は共用、電氣の流用を命ずることが出来る (第二十四條)

而して發送電計畫の國家的統制を圖る爲政府は常に全國的發送電豫定計畫を作成し之を基礎として監督を行ふこととして居る。

(十七) 事業者は主務大臣の認可を受けなければ事業の全部又は一部を譲渡する事が出來ぬ合併も同様である (第二十五條第二十六條)

(十八) 主務大臣は左の場合に於て許可の全部又は一部を取消し又は會社の取締役の改任を命ずることが出来る

- (1) 事業者が命令又は處分に附した條件に違反したとき
- (2) 供給區域内的一部分に供給を開始した後久しきに亘つて殘餘部分に供給設備を爲さるとき
- (3) 公益を阻害する行爲を爲したとき (第二十八條)

(十九) 主務大臣は是等の場合に事業者の計算を以て他の事業者をして必要な施設又は事業の管理を爲さしむる事も出来る (第二十八條)

國家は素より電氣事業に對して各般の便益を與ふるものであり、獨占的な取扱もするのである。然し一文の補助金を與えるのでなく、事業組成の當初に當つて株式を引受けるとか、或は經濟上の保證を與えるとか云ふ事は一切ないに拘らず、事業の公益的な性質から斯くの如き強力なる干渉を電氣事業に加へて居るのである。斯かる例は我國の他の事業に於て其例を見ざるのみならず、世界の孰れの國の電氣事業法に於ても其の類例がない。

されば政府は此の法制の運用宜しきを得れば電氣事業の統制上遺憾なきを得ると信じたに相違ない。

### 國營案の理由

處で今度政府は是れではいけない。どうしても國自らが電力の經營をやらねばならぬと云ひ出した。

そしてその理由は實に左の通りである。

一、電氣事業は左記各項の如き國家的使命を有すること

- (1) 電氣は照明用及家庭用として國民生活に必須的のものであり、產業の原動力の九割迄は電力に依り占められて居る
  - (2) 従來國內使用的殆んど全部を輸入に仰いで居た諸化學工業製品の如き國防上之れが自給を圖ることが我國現下の國際的状勢より絶體的に必要である。而して是等事業の成否は一に低廉豊富なる電力の供給に依存する
  - (3) 現下の重大問題たる農村振興の爲には電氣の利用を改善することにより其の疲弊を匡救し都市との對應氣分を緩和し得る
  - (4) 電氣の利用に依つて我國の貧弱なる燃料を節約し有事の日に備ふることを必要とする
- 二、以上電氣事業の有する國家的公共的使命の重大性に照し此際割切なる電力國策を確立することが必要である。其の方法として電力國營の必要を痛感する
- 三、電力國策の要諦は端的に云へば「良質の電氣を豊富且低廉に供給する」ことであるが、其目的を

達する爲には

- (1) 供給區域は全國的に擴大し之に應じて
- (2) 大規模な發送電計畫を遂行し
- (3) 設備の重複を排除して經濟的に又公益的に綜合統一した計畫の下に運營することが肝要であると、國營の趣旨とする處は大體上述の如きものである。

### 兩理由の對照

そこで右兩箇の理由を比較検討して見ると左の通りとなる。

- (一) 官營案に於て電氣事業の國家的使命として掲げられた事項の内電氣が照明及家庭用として國民生活に必須的のものなること、產業の原動力の大部分は電力に依つて占められて居ること及電氣の利用に依り石炭の節約を圖ること、及び
- (二) 電力國策の要諦として掲げられたる「良質の電氣を豊富に供給すること」

等の如きは何れも數十年前より電氣事業經營上の鐵則として努力し來つた處で

- あつて新しき指導原理とは認められない。故に是等の理由を以て政府自ら電力供給をやらねばならぬと云ふ事にはどうしてもならぬのである。それから
- (三) 電氣化學製品の國內自給を圖ること
  - (四) 農村振興を圖ること
  - (五) 大發送電計畫を遂行し設備の重複を排除し經濟的且公益的に綜合統一した計畫の下に運營すること
- 等の理由が述べられて居るが、之に就ては少しく説明を要する。

右の内電氣化學工業の國內自給問題は極めて最近に電氣事業界の重要な問題となつたのであつて之が解決如何は直に國力の浮沈に關する程の重要性を帶びて來た。既往に於ては電氣化學工業は其範圍が極めて狹少であつた爲其電氣事業に影響する處は左して大なるものでなかつた。所が過去十數年間に亘る苦心努力が最近漸く酬るられ製造技術も著しき進歩を遂げ躍進的發展を見るに至つ

たのであつて今日では國內自給の域に達した計りでなく進むで外國へも盛んに輸出される状態となつて來た。之に伴つて同工業の電氣使用量に著しき増進を見るに至つて電氣事業經營上の重要問題となつて來たのである。

然しながら現在に至る迄電氣事業は該工業と充分に協力したのであつて電氣化學工業現在の發達は電氣事業に負ふ處極めて多大であると斷ずることは過言ではない。尠くとも電氣事業の經營が電氣化學工業の發達を阻礙せるが如き事實は全然認め得られなかつたのである。

更に將來に付ても電氣事業は現在機構の儘電氣化學工業の發達を期し得ること疑を容れぬ所であるが若し國防上其他の理由により電氣化學工業に付き特殊の國策を樹つるの必要ありとせば順序として先づ以て同工業自體の必要に基く國策を立てた上之に對し電氣事業を如何に對處せしむるやの方策を樹つべきである。同工業に對する根本方針を決定せずして單に低廉なる電氣を必要とし直

ちに電氣事業の根本機構に變改を加へむとするが如きは甚しき論理の飛躍であるのみならず却つて同工業の發展を阻害するの虞ある極めて危險なる政策と謂はねばならぬ。

次に農村振興の問題に付ても之を本質的に見るとときは確に現在に於ける國家的重要問題と認められる。然しながら我國農村に於ける電氣の普及狀態は既に屢々説明して居る様に歐米各國に比し高度の普及率を示して居る。加之我國農家に於ける電氣消費量は甚だしく多大なものではない。從て民營企業に於ても農村電化を可能ならしむる方法あるを信ずるのである。

抑も農村振興策の實行に當つては電氣供給問題は第一義以下の事項であつてそれより以上重要と認めらるる幾多の事項が存在すると思はれる。仍ち農村本位の立場に於ては先づ之れが振興上必要な事項全般に亘つて綜合的考究を遂げた上根本方針を樹立することが必要である。例へば生産物の販路、輸送、金融

の疎通、普通教育の普及、労働の調節、肥料の供給等、等……が綜合されねばならぬ。是等の方策を樹てる場合に於て全國の電氣事業者はその任に應じ最善を竭することに於て吝なるものではない。然し農村に於て低廉な電氣を必要とする理由丈けを取上げて行政方針の變更其の他之れが實現を圖るべき手近の方法を考究もせずして直に電氣事業を民營より國營に轉行せむとするが如きは吾人の到底賛成し難き輕舉であると思ふ。

最後に設備の重複を排除し經濟的且公益的に綜合統一すること並に民營に於て企て及び得ない迄の大發送電計畫が國營に依るならば遂行し得られると稱せられて居る事等は現行電氣事業法に於て既にそれ等の場合を豫想して第二十四条の規定即ち主務大臣は公益上必要ありと認むる場合に於ては電氣工作物の施設、變更若くは共用、電氣の流用を命ずる事を得と謂ふ規定を設け且つ政府に於て將來長年月に亘る需給の想定を行ひ全國的發送電豫定計畫を準備すること

にして既に其實行に着手して居る。從て何も企業形態の變革を急遽行はねばならぬことはない。

民營に於て實行を躊躇する不經濟的な大計畫を遮二無二强行せんとする點こそは専門家が今回の案に對し最も懸念しつつある處であつて到底賛成し得ない。當局に於ては屢々大發送電計畫の遂行によつて電力原價は低減し得る様に簡単に言明して居るが民營に於て實現し得る程度のものが國營なるが爲容易に實現し得ると稱するが如きは餘りに専門家を無視した輕率なる斷案と謂ふに憚らぬ。

以上如何なる點より見ても從來傳へらるゝ説明のみにては此際官營案の遂行を必要とする理由は極めて薄弱であつて何等必然性の認むべきものがない。

若し他に企業機構の變革を必要とする有力なる理由ありとせば當局は此點に

付國民全般を充分に納得せしむる丈けの説明を與ふべきである。吾人は其の公表を俟つて國民と共に更に検討を加ふること、し度い。

唯吾人は現に考案せられつゝある如き官營案が國家的大局から見て果して國利民福の増進に適合するものであるか。又企業形態に急激なる變更を加ふることが果して公益的經營の目的に副ふ所以であるかに付き懸念なきを得ないのである。若し一舉斷行後所期の成果を得る能はずして國家百年の計を謬るが如きことゝならば單り電氣事業を蹉跌せしむるに止まらず産業全般の消長にも重大なる影響を與ふることゝなる。

是等の點を考ふるならば政府は豫め當業者は勿論國民全般に之れが實行の可否を判断せしむる爲特に慎重なる考慮と充分なる検討の機會を與ふべきである。事業經營に經驗なき人々のみの手により實行計畫を作成し一舉に之を斷行せむとするが如きは如何に考ふるも妥當なりとは認め得られないのである。

況んや政府に於て多數専門家を網羅し七八年の日子を費し考究したる末重大なる變更を加へたる電氣國策が兩三年ならざるに忽ち一段の跳躍を試みむとするが如きことは心あるものゝ等しく不安に堪へざる處であつて、其の經濟界全般に與ふる影響たるや洵に測り知る可からざる所である。斯の如き重大なる變革が手軽く扱はるゝが如きことは國家永遠の策として特に慎むべきことゝ謂はねばならぬ。

(了)

昭和十一年八月二十九日印刷  
昭和十一年九月三日發行

非賣品

發著作兼 東京市麹町區有樂町一丁目三番地  
社團法人電氣協會

陣 内 勝 利 方

東京市深川區白河町四丁目一番地一  
東京市深川區白河町四丁目一番地一

印刷者 松井

印刷所 東京印刷株式會社

東京市麹町區有樂町一丁目三番地

發行所 人團法社

電氣協會

終